

◆御依頼日：2 月 27 日

◆御依頼内容

世界各国の公共放送に関する調査

1. 公共放送の有無

2. 公共放送のCMの有無。CMがある場合は、広告収入額及び、過去広告出稿先のスキャンダルを報じたかどうか。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法（契約か・税金か。また衛星放送と地上放送で額が違うのか）。契約方式の場合、契約率。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

【調査対象国】

アメリカ・カナダ・メキシコ・中国・台湾・香港・マカオ・韓国・インドネシア・マレーシア・
フィリピン・シンガポール・タイ・ベトナム・インド・ロシア・オーストラリア・ブラジル・
オーストリア・ベルギー・エストニア・フィンランド・ノルウェー・フランス・ドイツ・イタリア・
オランダ・ポーランド・スペイン・スウェーデン・スイス・イギリス

御指定の各国について、資料に基づき、以下のとおり公共放送の有無、CMの有無、受信料額・徴取方法、不払いに対する刑事罰等をまとめました。特記ない情報については、『NHK データブック 世界の放送 2020』（資料）又は「世界の公共放送—制度と財源報告 2018—」（御提供資料）に基づいています。

なお、「日本の放送は周知のように、公共放送 NHK と民間放送事業者の 2 本立て体制により、発展をとげてきた。我々はこれを当然のこととしているが、民間放送中心のアメリカ、公共・国営放送中心であったヨーロッパなど、日本のような併存体制は世界に類をみない。放送及びその制度は、個々の国の歴史や文化、ソフト産業や家電産業の発達といった他産業との関わりなどによって異なる発展形態をとげる」¹といわれ、各国・地域において「公共放送」についての考え方も異なると考えられますが、以下では、NHK 放送文化研究所の「①編集権の独立が法律で保障されていること、②公共放送の運営に受信料あるいは政府交付金、公共放送の運営を目的とした税金等、なんらかの公的資金が利用されていること」の 2 点を基準とした定義に従いました（御提供資料）。

アメリカ

1. 公共放送の有無

公共テレビ局の団体として、公共放送サービス（PBS/Public Broadcasting Service）があります。PBS は自ら番組を制作するわけではなく、規模の大きなメンバー局が制作した番組や外部から調達した番組をメンバー局に配信しています。他にも PBS に加盟しない公共放送や、公共ラジオ局の団体（公共ラジオ、NPR/National Public Radio）等があり、これらの団体・放送局の活動内容や要望等を審査し、適切に政府交付金を配分する団体として、公共放送機構（CPB/Corporation for Public

¹ 砂川浩慶「第 1 章 放送をめぐる制度と実態の概説」舟田正之・長谷部恭男『放送制度の現代的展開』有斐閣、2001、p.1.

Broadcasting) があります。(資料 2, pp.293-295.)

2. 公共放送のCM

CMはありませんが、企業による寄付として企業協賛金が財源となっており、企業協賛金の額は約 41 億ドルで収入全体の 15%です (2013 年度)。企業協賛金はアメリカの公共放送に特有の仕組みで、民間企業等がスポンサーになり協賛金を出す代わりに、番組の始まりや終わりに、その企業名や企業理念を表示します。クレジットの表示は 60 秒以内、個別の商品や価格等を紹介することは禁止等の厳格なルールがあります。(資料 2,p.298.)

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料制度はありません。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度はありません。

カナダ

1. 公共放送の有無

カナダ放送協会 (CBC/Radio-Canada : Canadian Broadcasting Corporation カナダ放送協会) が公共放送を担っています。

2. 公共放送のCM

広告放送が認められており、広告収入額は 24 億 8,800 万ドルで収入全体の約 14% (2017-18 年) です²。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料制度は 1953 年に廃止されました。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度は 1953 年に廃止されました。

メキシコ

1. 公共放送の有無

5つの機関が全国向けに放送を行っています。公共放送として、文化省が運営するチャンネル 22 (Canal22)、国立工科大学が運営するチャンネル 11 (Canal Once)、公共教育省が運営する教育テレビ (Television Educativa)、メキシコ国立自治大学が運営する TV ウナム (TV UNAM)、メキシコ放送公共機構が運営するチャンネル 14 (Canal Catorce) があります。しかし、公共放送はいずれも地上テレビ放送で全土をカバーするに至っていません。

2. 公共放送のCM

公共放送は政府交付金や寄付金で運営されており、広告放送については今回お調べした範囲では確認できませんでした。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

² CBC&Radio Canada “2018-2019 Annual Report” p.39.

<<https://site-cbc.radio-canada.ca/documents/impact-and-accountability/finances/2018-2019-annual-report.pdf>>

受信料制度はありません。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度はありません。

中国

1. 公共放送の有無

公共放送はありません。国営放送として中国中央テレビ（CCTV/China Central Television）があります。

2. 公共放送のCM

公共放送はありませんが、国営放送 CCTV の財源は広告収入です。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料制度はありません。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度はありません。

台湾

1. 公共放送の有無

公共テレビ(PTS/Public Television service)を中核とした公共放送グループ(TBS, Tiwan Broadcasting System)の形態をとっています。

2. 公共放送のCM

2006年に商業放送から公共放送に移行した中華テレビ(華視, CTS)は、広告放送を行っています。公共電視法に基づき設置されている公共テレビは政府交付金や寄付金が主な財源となっており、広告放送については今回お調べした範囲では確認できませんでした。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料制度はありませんが、商業局やメディア研究者の間では、受信料制度の導入を主張する声もあるということです。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度はありません。

香港

1. 公共放送の有無

公共放送局としてRTHK(香港電台)があります。

2. 公共放送のCM

公共放送局の財源は政府交付金で賄われています。広告放送については今回お調べした範囲では確認できませんでした。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料制度については今回お調べした範囲では確認できませんでした。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度については今回お調べした範囲では確認できませんでした。

マカオ

1. 公共放送の有無

公共放送局として澳門廣播電視股份有限公司(ポルトガル語: Teledifusão de Macau de S. A., TDM)があります。

2. 公共放送のCM

広告放送が認められており、広告収入額は約1500万澳門元です(2018年)³。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

財源は、政府の交付金を主として、寄付や広告収入で補完する「総合財政モデル」を採用しています⁴。受信料制度については今回お調べした範囲では確認できませんでした。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度については今回お調べした範囲では確認できませんでした。

韓国

1. 公共放送の有無

韓国放送公社(KBS: Korean Broadcasting System)が公共放送を担っています。

2. 公共放送のCM

広告放送が認められており、広告収入額は4,207億ウォンで収入全体の約28%です(2016年)。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料額: 月額2,500ウォン

徴取方法: 電気料金と合わせて徴収します。

契約率: 90%を超えるとされます。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

ありません。

インドネシア

1. 公共放送の有無

公共放送局として、インドネシア共和国テレビ(TVR: Televisi Republik Indonesia)がありますが、経営実態は国営放送と変わらないとされます。

2. 公共放送のCM

³ 澳門廣播電視股份有限公司「2018年度 工作報告及帳目」2019.3.15, pp.11-12.

<https://www.tdm.com.mo/c_about/report/2018FIN_report_cn.pdf>

⁴ 澳門廣播電視股份有限公司策略發展工作小組「澳門廣播電視股份有限公司策略發展工作小組報告」2010.10, pp.38-40. <http://portal.gov.mo/portal-frontend/loadfile?id=/20101007_184831_294>

法律上広告が認められていますが、広告収入額はわずかとされます。広告放送の額については今回調べた範囲では確認できませんでした⁵。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料制度は1953年に廃止されました。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度は1953年に廃止されました。

マレーシア

1. 公共放送の有無

公共放送はありません。国営放送としてRTMがあります。

2. 公共放送のCM

国営放送RTMは広告放送を行っています。広告放送の額については今回調べた範囲では確認できませんでした⁶。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料制度については今回調べた範囲では確認できませんでした。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度については今回調べた範囲では確認できませんでした。

フィリピン

1. 公共放送の有無

公共放送はありません。国営放送としてPTNI (Peoples' Television Network, Inc.) とIBCがあります。

2. 公共放送のCM

国営放送PTNIは広告放送を行っています。広告放送の額については今回調べた範囲では確認できませんでした⁷。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料制度については今回調べた範囲では確認できませんでした。国営放送PTNIの財源は、発足した際に与えられた自己資本と広告収入だということです。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度については今回調べた範囲では確認できませんでした。

⁵ TVRの財務諸表を確認しましたが、広告収入額の項目は見当たりませんでした。

TVRI "LAPORAN KEUANGAN" 2019.7.16.

<<http://staging.tvri.go.id/assets/ppid/Laporan-Keuangan-LPP-TVRI-Media-Indonesia-13-Juli-2019-NOAPP-1.pdf>>

⁶ RTMの年次報告(公表されている最新のもので2014年のもの)を確認しましたが、収支については確認できませんでした。<<http://www.rtm.gov.my/index.php/en/users/public/publication/2195-annual-report>>

⁷ PTNIの財務書類(公表されている最新のもので2016年のもの)を確認しましたが、広告収入に限定した項目は確認できませんでした。<<http://ptni.gov.ph/statement-of-comprehensive-income-2016/>>

シンガポール

1. 公共放送の有無

なし。旧国営放送事業者のシンガポール放送協会は 1994 年に廃止されました。政府出資の株式会社 Mediacorp が独占的に放送を行っています。

2. 公共放送の CM

公共放送がありません。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料制度は 2011 年に廃止されました。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度は 2011 年に廃止されました。

タイ

1. 公共放送の有無

公共放送として Thai PBS (Thai Public Broadcasting Service) があります。

2. 公共放送の CM

公共放送の運営にあたっては、商業的利益なしに行われるべきとされており (タイ公共放送サービス組織法 § 7(2))、財源についても広告放送に関する規定がないことから (タイ公共放送サービス組織法 § 11)、広告放送は行われていないものと見られます⁸。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料制度はありませんが、財源として、酒とたばこからの税収の 1.5% を賦課金として徴収しています。ただし、毎年 20 億バーツを上限とされています (タイ公共放送サービス組織法 § 12)。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度はありませんが、項番 3 の賦課金を支払わない者は、1 年を超えない懲役又は本来支払うべき額の 5~20 倍の罰金という罰則があります (タイ公共放送サービス組織法 § 53)。

ベトナム

1. 公共放送の有無

公共放送はありません。

2. 公共放送の CM

公共放送はありませんが、国営放送 VTV の番組制作費は 100% 広告収入で賄っています。財源としては他に政府予算があります。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

公共放送はなく、受信料制度については今回お調べした範囲では確認できませんでした。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

⁸ タイ公共放送サービス組織法 (英訳) (THAI PUBLIC BROADCASTING SERVICE ACT, B.E.2551 (2008))
<<https://en.thaipbs.or.th/document/download?1=5&2=9&3=1>>

公共放送はなく、受信料制度については今回お調べした範囲では確認できませんでした。

インド

1. 公共放送の有無

公共放送テレビ局 Doordarshan、ラジオ局 AIR があり、インド放送協会 (Prasar Bharati) が運営を行っています。

2. 公共放送のCM

広告放送が認められており、広告収入額は約 113 億ルピーで収入全体の約 24% です (2016-17 年)⁹。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料制度は廃止されています。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度は廃止されています。

ロシア

1. 公共放送の有無

公共放送として PTR (ロシア公共テレビ) があります。

2. 公共放送のCM

公共放送では、現在、広告放送は行われていませんが、資金不足のため広告放送を実施する案も浮上しています。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

公共放送の財源は、政府交付金と民間からの寄付や基金から成り立っています。受信料制度については今回お調べした範囲では確認できませんでした。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度については今回お調べした範囲では確認できませんでした。

オーストラリア

1. 公共放送の有無

オーストラリア放送協会 (ABC) が公共放送を担っています。

2. 公共放送のCM

ABC については、広告放送は禁止されています。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料制度は廃止されており、ABC の主な財源は政府交付金です。

⁹ Prasar Bharati “Prasar Bharati Annual Report 2017-2018” Prasar Bharati Website, pp.163, 169.
<http://prasarbharati.gov.in/Annual_ReportPDF/2017-18-EnglishVersion.pdf>

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度は廃止されています。

ブラジル

1. 公共放送の有無

公共放送 Empresa Brasil de Comunicação (EBC) が提供しています。

2. 公共放送のCM

物品・サービス等に関する広告は認められていませんが、公的組織の広告を行うことは認められています¹⁰。総収入に占める割合は、0.8%程度です¹¹。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

財源は、政府交付金、広告料、通信事業者の負担金等であり、受信料は徴収していません。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料は徴収していません。

オーストリア

1. 公共放送の有無

オーストリア放送協会 (Österreichischer Rundfunk: ORF) が公共放送を担っています。

2. 公共放送のCM

公共放送では、広告が認められており、2018年度総収入の23%が広告収入でした。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

放送受信機を所有している世帯・事業所に受信料が課され、番組料、ラジオ・テレビ料金、芸術振興負担金、州徴収金が一括して徴収されます。徴収業務は ORF の子会社である受信料情報サービス (Gebühren Info Service GmbH: GIS)が行っています。料額は州によって異なりますが、20.93～26.73 ユーロ (約 2500 円～3200 円) です¹²。

¹⁰ Toby Mendel and Eve Salomon, *The Regulatory Environment for Broadcasting: An International Best Practice Survey for Brazilian Stakeholders*, UNESCO, 2011, p.49.

<https://unesdoc.unesco.org/in/documentViewer.xhtml?v=2.1.196&id=p::usmarcdef_0000191622&file=/in/rest/annotationSVC/DownloadWatermarkedAttachment/attach_import_2f9ce3c0-1fb2-4848-bdd4-1f2e5da00a8e%3F_%3D191622eng.pdf&locale=en&multi=true&ark=/ark:/48223/pf0000191622/PDF/191622eng.pdf#%5B%7B%22num%22%3A422%2C%22gen%22%3A0%7D%2C%7B%22name%22%3A%22XYZ%22%7D%2C0%2C842%2Cnull%5D>

¹¹ Serviço Publicidade Legal を、総収入 (Total Geral) で除したもの。Empresa Brasil de Comunicação, “Relatório de Administração 2018”, p.40. <http://www.ebc.com.br/institucional/sites/_institucional/files/atoms/files/relatorio_da_administracao_-_2018_-_versao_final.pdf>

¹² “Rundfunkgebühren pro Monat in Euro” Gebühren Info Service GmbH website <<https://www.gis.at/gebuehren/uebersicht>> 上掲は付加価値税込みの金額。

表 オーストリアの受信料 (単位: €)

	ラジオのみ	テレビあり	使途・分配
番組料	4.6	17.21	ORF の収入
ラジオ・テレビ料金	0.36	1.52	連邦政府の収入
芸術振興負担金	0.48		7割が連邦政府、3割が州。
州徴収金	0~1.5	0~5.8	州政府の財源。州により異なる。
付加価値税	0.46	1.72	
計	7.40	26.73	

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

オーストリア放送受信料法 (Rundfunkgebührengesetz (RGG))¹³上、受信機設置に際して、受信料徴収を委託された企業に対する報告を行うことが義務付けられており (同法第 2 条第 3 項)、これに違反した場合には、最大 2180 ユーロの財産刑が課されます (同法第 7 条第 1 項)。

ベルギー

1. 公共放送の有無

オランダ語共同体の VRT、フランス語共同体の RTBF、ドイツ語共同体の BR1 が存在します。

2. 公共放送の CM

公共放送は、各共同体政府からの交付金及び広告収入を財源としています。広告収入の占める割合は、RTBF で 18%、VRT では 8%程度です¹⁴。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料制度はありません。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度はありません。

エストニア

1. 公共放送の有無

国営放送として、エストニア公共放送 (Eesti Rahvusringhääling) が存在します¹⁵。公共放送の基準を完全には満たしていないと考えられています¹⁶が、御参考までに以下ではエストニア公共放送について御紹介します。

2. 公共放送の CM

現在では、広告は許されていません。1990 年代まで広告放送が許されていましたが、商業放送事

¹³ <<https://www.rtr.at/de/m/RGG>>

¹⁴ Gregory F. Lowe & Christian E. Berg, "The Funding of Public Service Media: A Matter of Value and Values" *International Journal on Media Management*, 15(2), 2013, pp.77-97.

¹⁵ 「エストニア」(エストニア: より詳細な監督機関・法律・政策等の情報) (最終更新: 平成 30 年度) pp.7-8. 総務省「世界情報通信情報」ウェブサイト <<https://www.soumu.go.jp/g-ict/country/estonia/pdf/372.pdf>>

¹⁶ *Television across Europe: regulation, policy and independence*, volume 1, Open Society Institute, 2005, p.578. <https://www.opensocietyfoundations.org/uploads/46941ffe-6fd0-48a3-aac5-2858b56fa86d/volone_20051011_0.pdf>

業者の潜在的な収益を圧迫したことや番組編成が広告主の利益を施行したのものになったこと、結果として、公共サービス任務を遂行する公共放送としての能力が大きく制約されることになりました。結果として、エストニア公共放送の広告放送は廃止されることになりました¹⁷。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料制度を採用していません（政府交付金、寄付等による）。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度を採用していません。

フィンランド

1. 公共放送の有無

フィンランド放送会社（Yleisradio Oy : YLE）が公共放送を担っています。

2. 公共放送のCM

広告放送は禁止されています。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

2012年をもって、受信料制度は廃止され、公共放送税の徴収が始まっています。税額は所得によって異なり、年50～163ユーロとなっています。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

2012年をもって、受信料制度は廃止されました。

ノルウェー

1. 公共放送の有無

ノルウェー放送会社（Norsk Rikskringkasting: NRK）が公共放送を担っています。

2. 公共放送のCM

広告放送は禁止されていますがスポーツイベントなどで限定的なスポンサーシップを受けることが許されています。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

2020年1月からは、受信料が廃止され、17歳以上の収入がある国民に対し、収入に応じた「公共サービス税」が課されています。税額は、200ノルウェークローネ（約2400円）から1700ノルウェークローネ（約2万円）です。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

2020年1月に受信料は廃止されました。

フランス

1. 公共放送の有無

¹⁷ *Television across Europe: regulation, policy and independence*, volume 1, Open Society Institute, 2005, pp.581-583.
<https://www.opensocietyfoundations.org/uploads/46941ffe-6fd0-48a3-aac5-2858b56fa86d/volone_20051011_0.pdf>

フランステレビジョン (France Télévisions: FTV) が公共放送を担っています。

2. 公共放送のCM

広告放送 (番組間のスポット広告) が許されています。FTV の総収入 28 億 7910 万ユーロ中、広告収入は 3 億 4770 万ユーロを占めます。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

2009 年の法改正により公共放送負担税として徴取されることになっています。料額は年 139 ユーロ (約 1 万 7000 円) です。所得申告時に、テレビの非所有者はその旨を申告するものとされ、申告をしなかった場合にはテレビ所有者として、住居税と公共放送負担税が一括徴収されます。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

テレビを所有しているにもかかわらず、所有していないと虚偽の申告をした場合は、150 ユーロ (約 1 万 8,000 円) の罰金が課されます。不払いに対しては、他の税 (住居税等) と同様に強制徴収が行われます。また、このほか、税務当局には、有料テレビ事業者に対する調査権限があり、事業者は、求めに応じ、加入者の限定された個人情報を提供する義務があります (罰則あり)。

ドイツ

1. 公共放送の有無

ARD (ドイツ公共放送連盟) に加盟する 9 つの州放送協会と、ZDF (第 2 ドイツテレビ) が、計 18 のテレビチャンネルを提供しています。

2. 公共放送のCM

テレビ広告放送は、ARD の第 1 テレビと ZDF で 1 日当たり平均 20 分まで認められていますが、平日 20 時以降並びに日曜日及び祝日は禁止されています。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

放送受信機の有無を問わず、全ての世帯と事業所から放送負担金 (Rundfunkbeitrag) を徴収しています (2013 年 1 月から。それまでは「放送受信料」)。放送負担金の月額 は 17.5 ユーロ (約 2,100 円、年額 210 ユーロ)、支払は 3 か月ごとの口座振替です。地上放送と衛星放送との区別はありません。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

行政上の強制執行によるほか、1,000 ユーロ以下の罰金規定があります。

イタリア

1. 公共放送の有無

RAI (イタリア放送協会) が提供しています。

2. 公共放送のCM

広告放送は行われていますが、その収入は補完的な財源です。なお、タバコの広告は禁止されており、アルコールの広告も厳しく規制されています。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

放送受信機保有にかかる義務的支払として、受信料が徴収されています。2016 年から、歳入庁

が各電気会社に徴収を委託し、毎年1月～10月の電気代の請求書とともに受信料年額の10回分割で請求し、各電気会社が翌月までに取りまとめて歳入庁に納付します。なお、テレビを受信しない者は毎年申告する義務があり、申告をすることで受信料の徴収が免除されます。受信料額（年額）は、一般家庭が90ユーロ（約11,000円、テレビ受信料のみ）、事業所は、事業規模別にテレビが203.7～6,789.4ユーロ（約24,000円～81万円）、ラジオが一律29.94ユーロ（約3,600円）です。地上放送と衛星放送との区別はありません。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

テレビ保有に関する虚偽申告は刑事罰の対象となります。不払い者に対しては罰金制度が適用され、個人向けの普通契約の場合200～600ユーロ、法人向けの特別契約の場合103.29～516.45ユーロの罰金が科せられ、支払遅延の期間に応じて延滞金も加算されます。さらなる不払いについては、行政上の罰金が科せられることもあります。

オランダ

1. 公共放送の有無

NPO（オランダ公共放送）及び13の州公共放送（RPO）が提供しています。

2. 公共放送のCM

テレビ広告放送は、20時まで禁止されているほか、チャンネルごとに1日の放送時間の15%以内、1時間につき12分までの範囲で放送することが認められています。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

NPO及びRPOの財源は、政府（文科省）の交付金及び広告収入です。地上放送と衛星放送との区別はありません。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度はありません。

ポーランド

1. 公共放送の有無

TVP（ポーランド・テレビ）が、全国放送11チャンネル、各地域向け放送1チャンネルの計12チャンネルによる放送を提供しています。

2. 公共放送のCM

広告放送時間は、放送時間の15%、1時間につき12分を超えない範囲で認められていますが、酒類、たばこ、医療関連商品及びとばくに関わる広告は禁止されています¹⁸。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料額は、年額245.15ズウォチ（約6,600円）であり、受信機機器を使用する全ての利用者に支払義務が課されています¹⁹。地上放送と衛星放送との区別はありません。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

¹⁸ 「ポーランド共和国」（ポーランド：より詳細な監督機関・法律・政策等の情報）（最終更新：平成27年度）p.8. 総務省「世界情報通信情報」ウェブサイト <<https://www.soumu.go.jp/g-ict/country/poland/pdf/048.pdf>>

¹⁹ 同上

刑事罰の有無については情報が見当たりませんでした。受信料の不払い率は高いとされています²⁰。

スペイン

1. 公共放送の有無

RTVE（スペイン放送協会）が全国向けに5チャンネルで放送を提供しています。

2. 公共放送のCM

2010年1月1日から、RTVEの広告放送は廃止されました。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信料制度はありません。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信料制度はありません。

スウェーデン

1. 公共放送の有無

SVT（スウェーデン・テレビ放送会社）が全国放送を提供しています。

2. 公共放送のCM

スポーツイベントのスポンサーシップの場合を除き、広告放送は禁止されています。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

テレビ受信機所有世帯が支払義務を負う「テレビ受信許可料」の制度に代わり、2019年1月から、テレビ受信機の所有の有無にかかわらず、一定以上の収入がある個人に対して課税される「公共サービス税」が導入されました。地上放送と衛星放送との区別はありません。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

「テレビ受信許可料」の制度は廃止されました。

スイス

1. 公共放送の有無

SRG SSR（スイス放送協会）が言語別の4つの放送局を持ち、計7つのテレビチャンネルで放送を提供しています。

2. 公共放送のCM

広告放送が認められています。

3. 公共放送の受信料額及び徴取方法

受信機の有無にかかわらず、全世帯と年商50万スイスフランを超える企業に支払義務のある「ラジオ・テレビ公課」（Radio-und Fernsehbeitrag）という受信料制度があります。各世帯は一律年額365スイスフラン（約39,000円）、老人ホーム・介護施設・学生寮・刑務所などの施設は年額730スイ

²⁰ 同上

スフラン（約 79,000 円）、企業は年商に応じた 6 段階制です。世帯からの徴収は、公募で選定された医療保険の徴収事業者の子会社が行い、企業からの徴収は国税庁が行います。なお、地上放送と衛星放送との区別はありません。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

「ラジオ・テレビ公課」制度は、2019 年 1 月に導入されたものですが、導入後 5 年間は、受信機を持たない世帯は、申告により受信料の支払が免除されます。この申告に虚偽があった場合、5,000 スイスフラン以下の罰金が科されます²¹。

イギリス

1. 公共放送の有無

BBC（英国放送協会）が全国放送を提供しています。

2. 公共放送のCM

広告放送は禁止されていますが、コンサートや大型イベントの放送については、非営利団体のスポンサーシップが一定の条件で認められています。

3. 公共放送の受信料額及び徴収方法

「2003 年放送通信法」（Communication Act 2003）による規定は次のとおりです。

- ・テレビ番組サービスを受信できる装置を設置した者は、受信免許を受けなければならない。
- ・受信免許を付与された者は、担当相又は規則によって定められた受信許可料を支払う義務を負う。

受信許可料は、年額 153.50 ポンド（約 21,000 円）です。BBC が外部委託によって徴収しています。地上放送と衛星放送との区別はありません。

4. 受信料不払いに対する刑事罰の有無

受信許可料の不払いは刑事罰の対象となり、最高 1,000 ポンド（約 13 万円）の罰金が科せられ、応じない場合は収監されることもあります。

■御提供資料■

1. NHK 放送文化研究所『NHK データブック 世界の放送』NHK 出版, 2020.2.20, pp.22-31, 34-39, 48-69, 76-85, 118-125, 128-137, 140-153, 162-173, 178-181, 192-201, 206-210, 250-271.
2. 「世界の公共放送－制度と財源報告 2018」NHK ウェブサイト
<https://www.nhk.or.jp/bunken/research/oversea/pdf/20180130_1.pdf>

担当：国土交通課 阿部 泰（内線：参議院から 970-23110）
神足 祐太郎（内線：参議院から 970-23112）
砂田 篤子（内線：参議院から 970-23100）

²¹ “Opting out” Federal Office of Communications OFCOM website
<<https://www.bakom.admin.ch/bakom/en/homepage/electronic-media/radio-and-television-fee/adaptation-of-the-collection-system.html#2106337412>>